

蕨市景観審議会運営要領

令和4年1月21日

(趣旨)

第1条 この要領は、蕨市景観審議会(以下「審議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議の招集は、文書をもってする。

(参集)

第3条 委員は、会長の招集に応じ、指定された日時及び場所に参集しなければならない。

2 委員が会議に出席することができないときは、その旨を開会の時刻までに会長に届出なければならない。

(会議)

第4条 会議は、原則公開とし、公開の方法は、会議の傍聴及び会議録等の公表によるものとする。ただし、審議する事項が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部及び一部を非公開とすることができる。

(1) 蕨市情報公開条例(平成19年蕨市条例第35号)の非公開事項に該当すると認められるとき

(2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められるとき

(3) 前2号の規定により会議を非公開とする場合には、会長又は委員の発議に基づき会議に諮り、出席委員の過半数の同意を得なければならない。

2 会議の傍聴に関する要領を別に定める。

(権限)

第5条 会長は、議事を整理するため、必要があると認めたときは、委員の発言を止め、又は議事を中止することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、都市整備部まちづくり推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年1月21日から施行する。